



基労補発第0330001号  
平成16年3月30日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長  
(契印省略)

### 労災保険におけるB型肝炎ワクチンの取扱いについて

標記については、昭和62年9月1日付け補償課長事務連絡第24号により、HBs抗原が陽性かつHB e抗原が陽性である血液による汚染の場合については免疫グロブリン製剤「抗HBs人免疫グロブリン」(以下「HBIG」という。)の注射及びHBワクチンの接種を保険給付の対象に含めるとし、HBs抗原が陽性かつHB e抗原が陰性である血液による汚染の場合については、HBIGの注射を保険給付の対象に含めるとしてきたところである。

最新の医学的知見によれば、HBs抗原が陽性でHB e抗原が陰性である症例において劇症肝炎を発症する例が報告されていること及びこれらの症例においてはHBIGの注射の他、HBワクチンを接種することによりB型肝炎の感染を有効に防止できるとされていることにかんがみ、平成16年4月1日以降の診療に係るものから下記のとおり取扱うこととしたので了知されたい。

#### 記

#### 1 HBワクチンの投与の対象について

- (1) 医療機関、試験研究機関、検査所等の労働者(以下「医療従事者等」とする。)が業務上負傷した場合において、当該負傷を原因としてHBs抗原が陽性でHB e抗原が陰性の血液による汚染を受けたことが明らかな場合にHBIGの注射に加え、HBワクチン接種も保険給付の対象に含めるものとする。
- (2) また、医療従事者等の既存の負傷(業務上外を問わず、医療従事者等が受けたすべての負傷をいう。)に業務上の事由によりHBs抗原が陽性でHB e抗原が陰性の血液が付着した場合においても、上記(1)と同様に取扱うものとする。

#### 2 留意事項

HBワクチンの種類、量及びその他の必要な事項については健康保険に準拠した取扱いとする。